

新型コロナウイルス感染症により収入減少等の影響を受けた方の

令和4年度分 後期高齢者医療保険料の減免について

令和5年3月に後期高齢者医療制度の資格取得した方（75歳になられた方など）で新型コロナウイルス感染症により、死亡、傷病、収入減少の影響を受けた方のうち、以下の要件を満たす方は、申請により令和4年度分の保険料が減免となる場合があります。

【減免対象となる保険料】

令和5年3月に後期高齢者医療制度の資格を取得したことにより、令和5年4月以降に決定された令和4年度分の保険料（納期限が令和5年4月1日～令和5年12月31日のもの）

※ 令和5年7月に決定される令和5年度分保険料は減免を実施しません。

【減免対象となる方】

1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方で、下記の①・②のいずれかに該当する方

➡ 保険料を全額免除

世帯の主たる生計維持者が

- ① ご自身の後期高齢者医療制度の資格取得日から令和5年3月31日までの期間に亡くなられた方
- ② ご自身の後期高齢者医療制度の資格取得日から令和5年3月31日までの期間を含む1か月以上の治療を有すると認められる重篤な傷病を負った方

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯の方で、下記の①～③の全てに該当する方

➡ 保険料の一部を減額

◆ **保険料が一部減額される具体的な要件**（年金収入のみの世帯は対象となりません）

世帯の主たる生計維持者の

- ① 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかについて、令和4年の収入が令和3年の収入に比べて10分の3以上減少していること
- ② 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③ 減少した収入に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

〈裏面もご覧ください。〉

〔表面の「2」に該当する場合の減免額〕

対象保険料額 (A × B / C)^(※1) に減免割合 (D)^(※2) をかけた金額

※1 対象保険料額 (A × B / C)

A：令和5年3月に資格を取得した被保険者の令和5年4月以降に決定された令和4年度保険料額（納期限が令和5年4月1日～令和5年12月31日のもの）

B：世帯の主たる生計維持者の減少した収入にかかる令和3年の所得の合計額

C：世帯の主たる生計維持者と被保険者の令和3年の所得の合計額

※2 減免割合 (D)

主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額に応じて、10分の10～10分の2の割合

※ 世帯の主たる生計維持者の事業廃止などの場合は、合計所得金額にかかわらず減免割合は10分の10となります。

【申請受付期間】 令和5年10月31日まで

該当すると思われる方は、お問い合わせください。

函館市国保年金課 高齢者医療担当 電話 0138-21-3185

要件を個別に確認させていただくため、保険証・令和3年と令和4年の収入がわかる書類（確定申告書の控えや源泉徴収票など）をご用意の上、お電話ください。

電話での確認により該当すると思われる方には、減免申請書などの必要書類を送付します。

◎ ホームページにも関連情報を掲載しております。

（函館市後期で検索）<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunya/koukikourei/>